

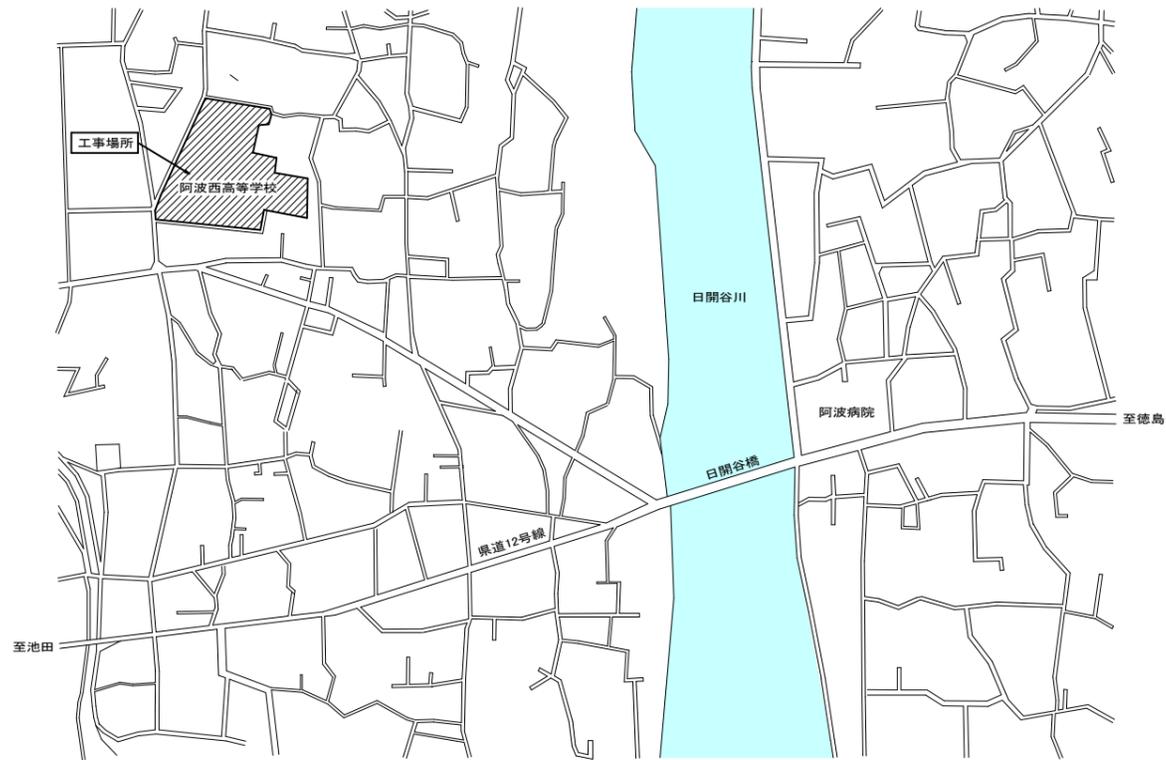
R 6 阿波西高等学校 体育館階段昇降機新設他工事

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	A-00	表紙・図面目録	09	A-04	既設 1階階段平面詳細図
02	共-01	営繕工事共通仕様書(1)	10	A-05	改修後 1階階段平面詳細図
03	共-02	営繕工事共通仕様書(2)	11	A-06	既設 2階階段平面詳細図
04	共-03	営繕工事共通仕様書(3)	12	A-07	改修後 2階階段平面詳細図
05	改特-01	改修工事特記仕様書	13	A-08	既設 階段断面詳細図
06	A-01	付近見取図 配置図 支障物件確認図 概略工程表	14	A-09	改修後 階段断面詳細図
07	A-02	1階平面図	15	A-10	椅子式階段昇降機 仕様書(参考) 部分詳細図(1)(参考図)
08	A-03	2階平面図	16	A-11	椅子式階段昇降機 部分詳細図(2)(参考図)

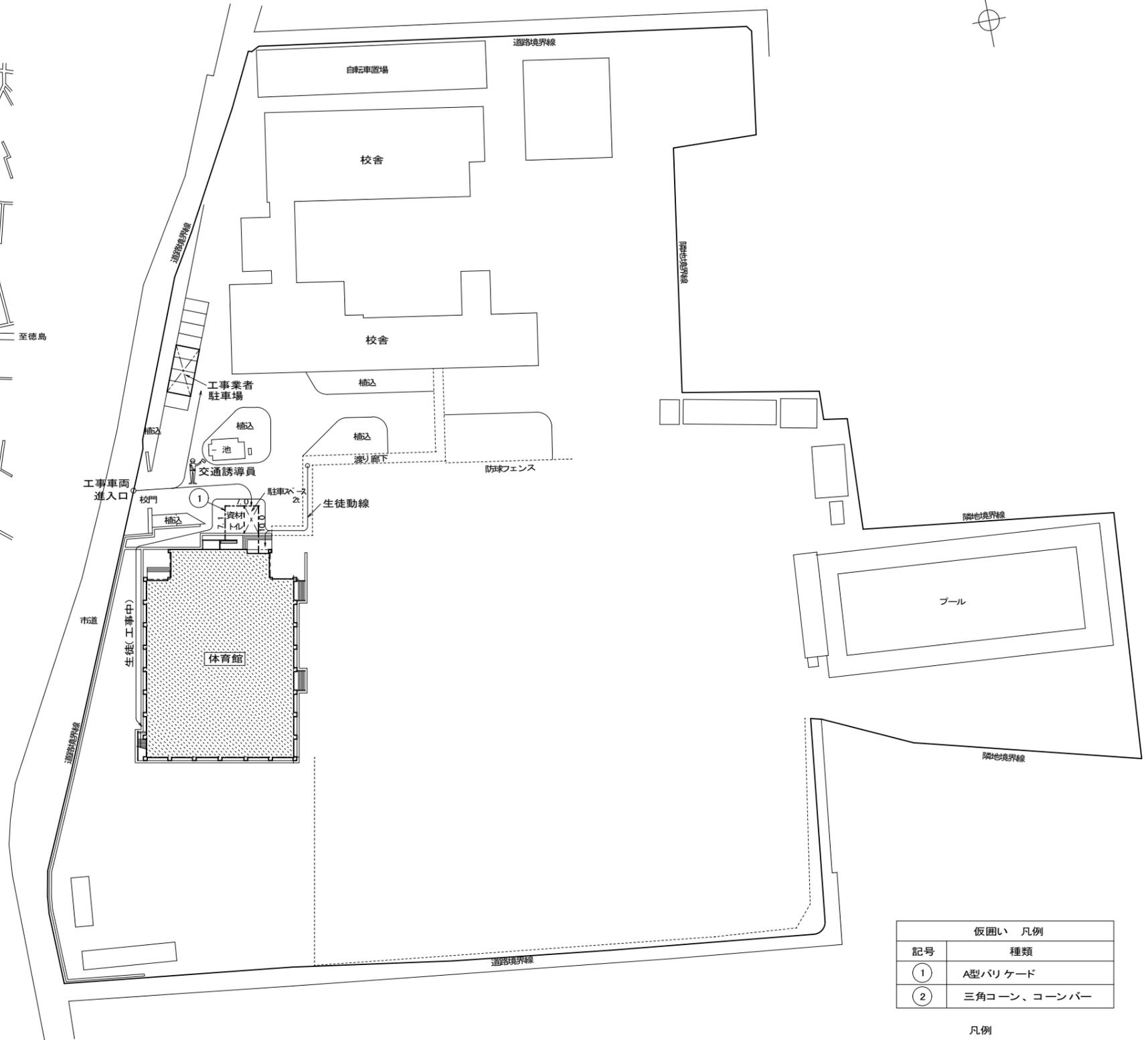
課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
I. 工事概要	1. 工事名称	R 6 阿波西高等学校 体育館階段昇降機新設他工事	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。	◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。		
	2. 工事場所	阿波市阿波町		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。				
3. 建物概要	建物名称	阿波西高等学校	8. 施工体制台帳及び施工体系図	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。			
	構造・規模	鉄筋コンクリート造2階建て		(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。	◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。			
4. 工事種目	敷地面積	29,300 (m ²)	(2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。	◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。			
	延床面積	2,551.39 (m ²)				(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車に配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。	◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。	
5. その他	消防法施行令別表第1の区分	(7)	(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。	(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。			
	種目	工事概要			◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。			
II. 営繕工事共通仕様書	種目	撤去、新設工事 電気切断、接続工事	9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。			
	体育館階段昇降機	撤去、新設工事 電気切断、接続工事		◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。			
1. 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。	◎建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ◎電気設備工事編 令和4年版 ◎機械設備工事編 令和4年版 ◎建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ◎電気設備工事編 令和4年版 ◎機械設備工事編 令和4年版 ◎木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ◎建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ◎建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ◎公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ◎公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ◎敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も也十分周知徹底すること。	11. 交通安全管理	◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある			
2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等	◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。	12. 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）資源の有効な利に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。			
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。					
4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎受注者は、輸送経路等において上階施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。					
5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。	◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上階施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。	◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。					
6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。							
		徳島県教育委員会施設整備課	工事名	R 6 阿波西高等学校 体育館階段昇降機新設他工事	図面番号	共-01	大塚建築設計事務所 ar chi @oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫	
			図面名	営繕工事共通仕様書(1)	縮尺	NO SCALE		

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項													
一 章 一 般 共 通 事 項	16. 建設機械等	<p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p>	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による。） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数）</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ									
	区 分	サ イ ズ																			
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																				
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																				
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																				
	17. 遠隔臨場の試行	<p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。</p>	23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>																	
	18. 工事看板等	<p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p>	24. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>																	
	19. 仮設トイレ	<p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>	25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 ◎調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 ◎公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 ◎受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>																	
	20. 設計変更箇所確認	<p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p>	26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>																	
	21. 工事検査及び技術検査	<p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回				
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																			
3千万円未満	—	1回																			
3千万円以上5千万円未満	—	2回																			
5千万円以上1億円未満	1回	2回																			
1億円以上	2回	3回																			
				<p>工事名 R 6 阿波西高等学校 体育館階段昇降機新設他工事</p> <p>図面名 営繕工事共通仕様書 (3)</p>	<p>図面番号 共-03</p> <p>縮尺 NO SCALE</p>	<p>大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫</p>															



付近見取図



配置図 支障物件確認図 1/700

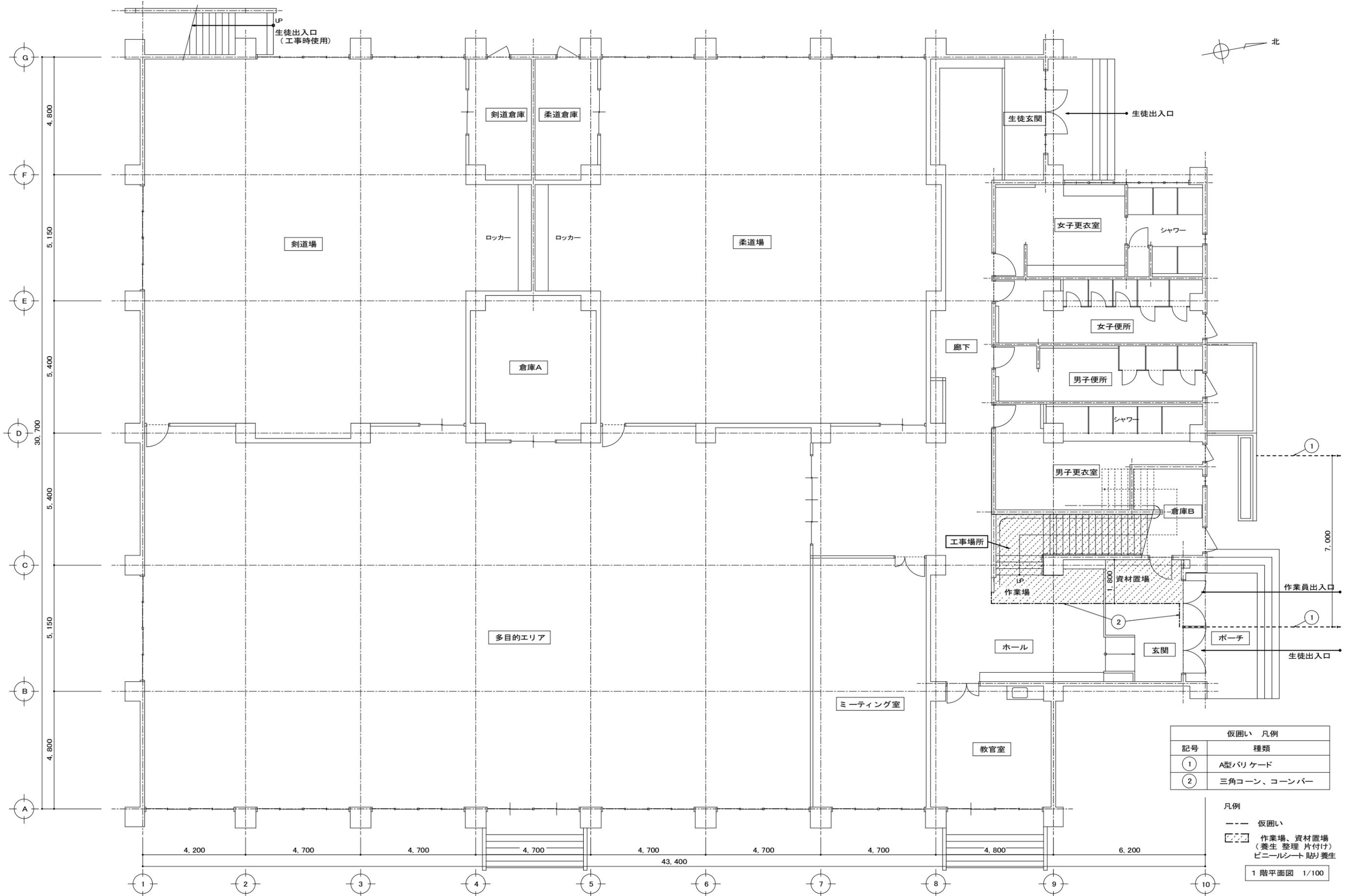
概略工程表 (参考)

工種	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目
準備期間	計画通知 施工計画 施工図 準備打合せ	完成書類等作成	
仮設工事		仮囲い 養生 撤去	清掃
階段昇降機	製作図	製作 現場搬入	取付
内装工事		撤去 補修	
電気設備工事		撤去 接続	
検査		社内検査 竣工検査 手直し 建築基準法 手直しの検査	
引き渡し			

※工事は土曜、日曜に行うこと(搬入も含めて)
 仮囲いは土曜、日曜作業後に撤去する
 (内部床補修部分は三角コーン、コーンバーを転用、設置)
 床の養生(ビニールシート)は工事期間中存置

仮囲い 凡例	
記号	種類
①	A型バリケード
②	三角コーン、コーンバー

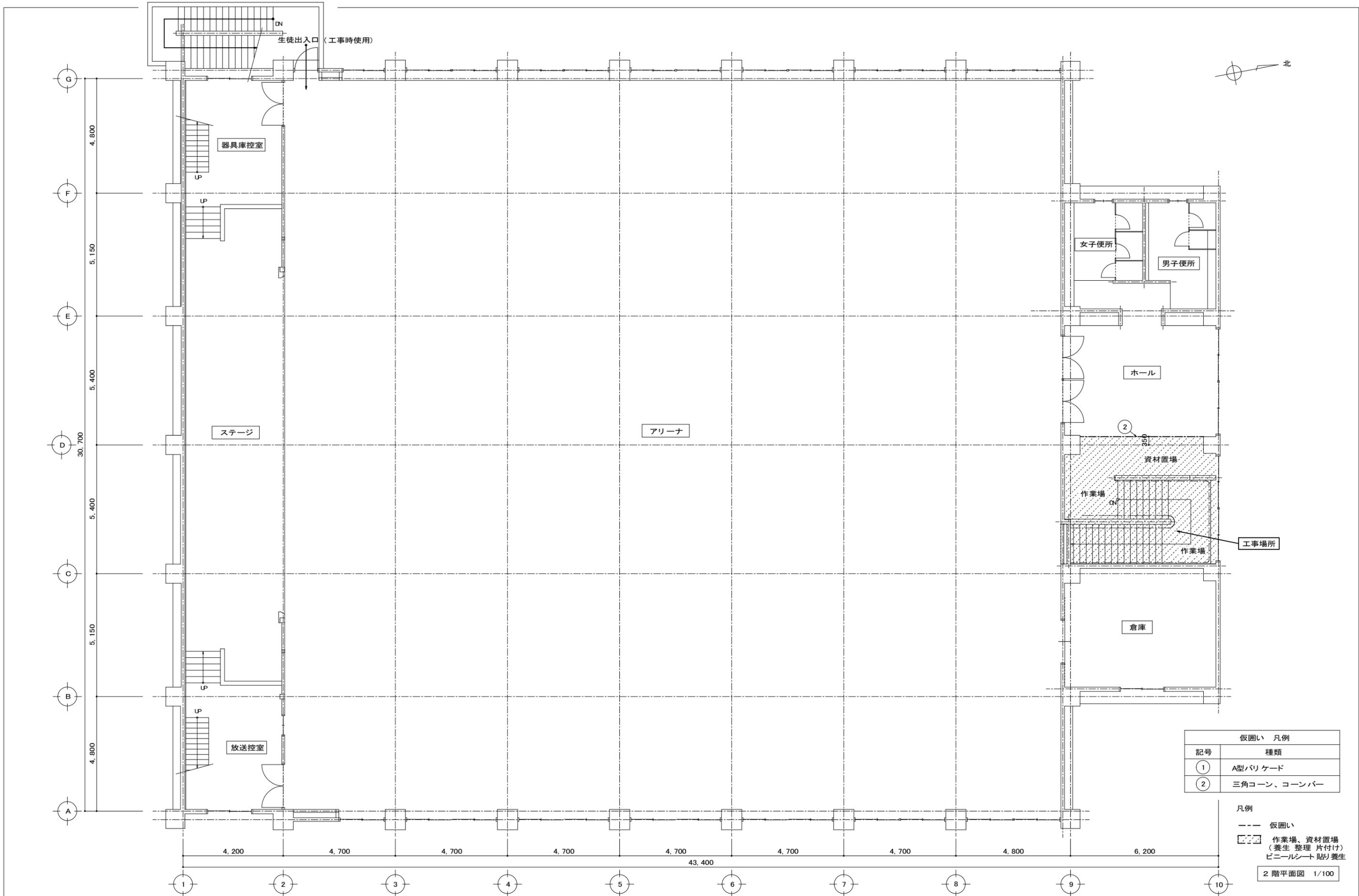
凡例
 ---- 仮囲い



仮囲い 凡例	
記号	種類
①	A型バリケード
②	三角コーン、コーンバー

- 凡例
- 仮囲い
 - ▨ 作業場、資材置場 (養生 整理 片付け) ビニールシート 貼り養生

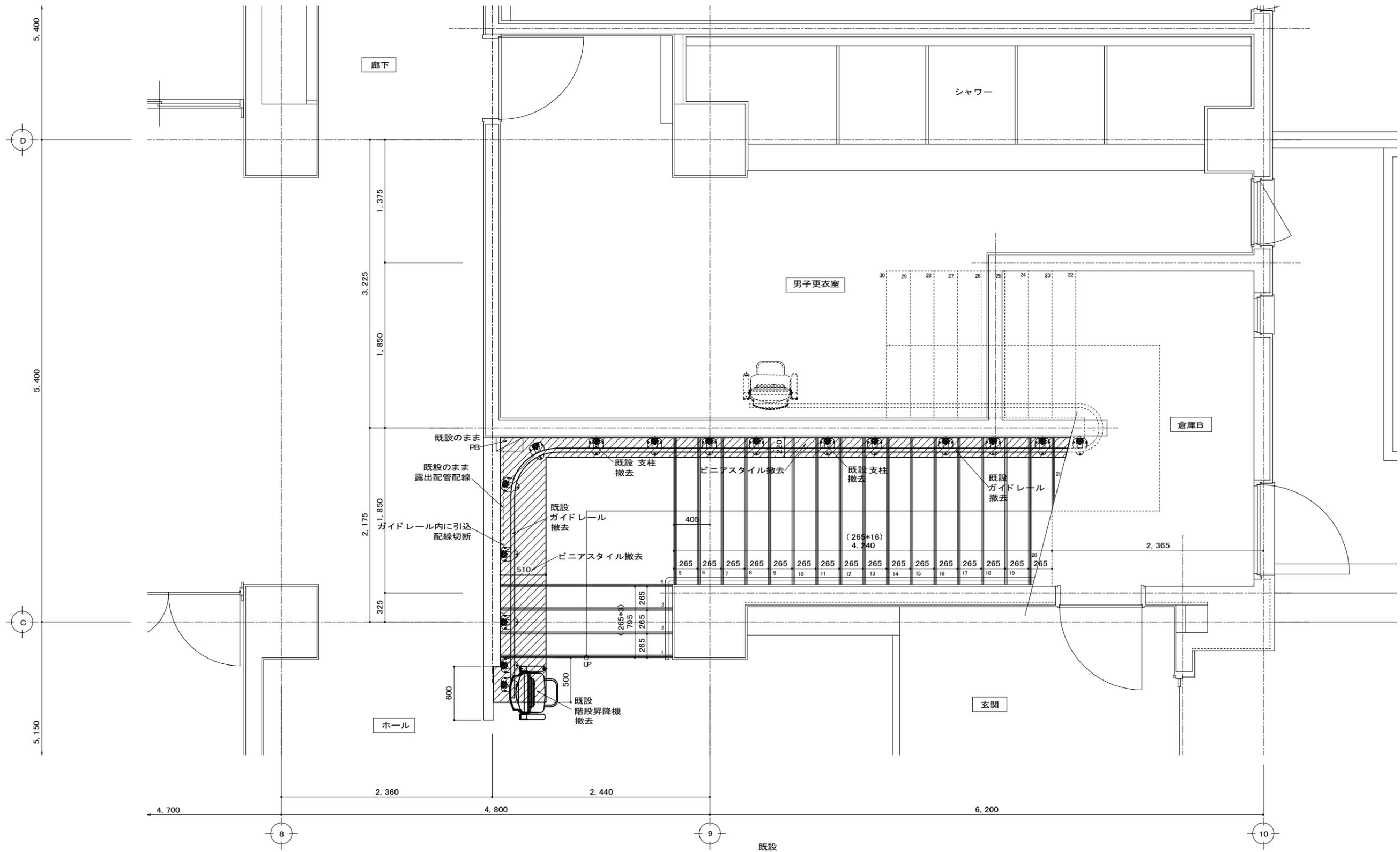
1階平面図 1/100



仮囲い 凡例	
記号	種類
①	A型バリケード
②	三角コーン、コーンバー

- 凡例
- 仮囲い
 - ▨ 作業場、資材置場
(養生 整理 片付け)
ビニールシート 貼り養生

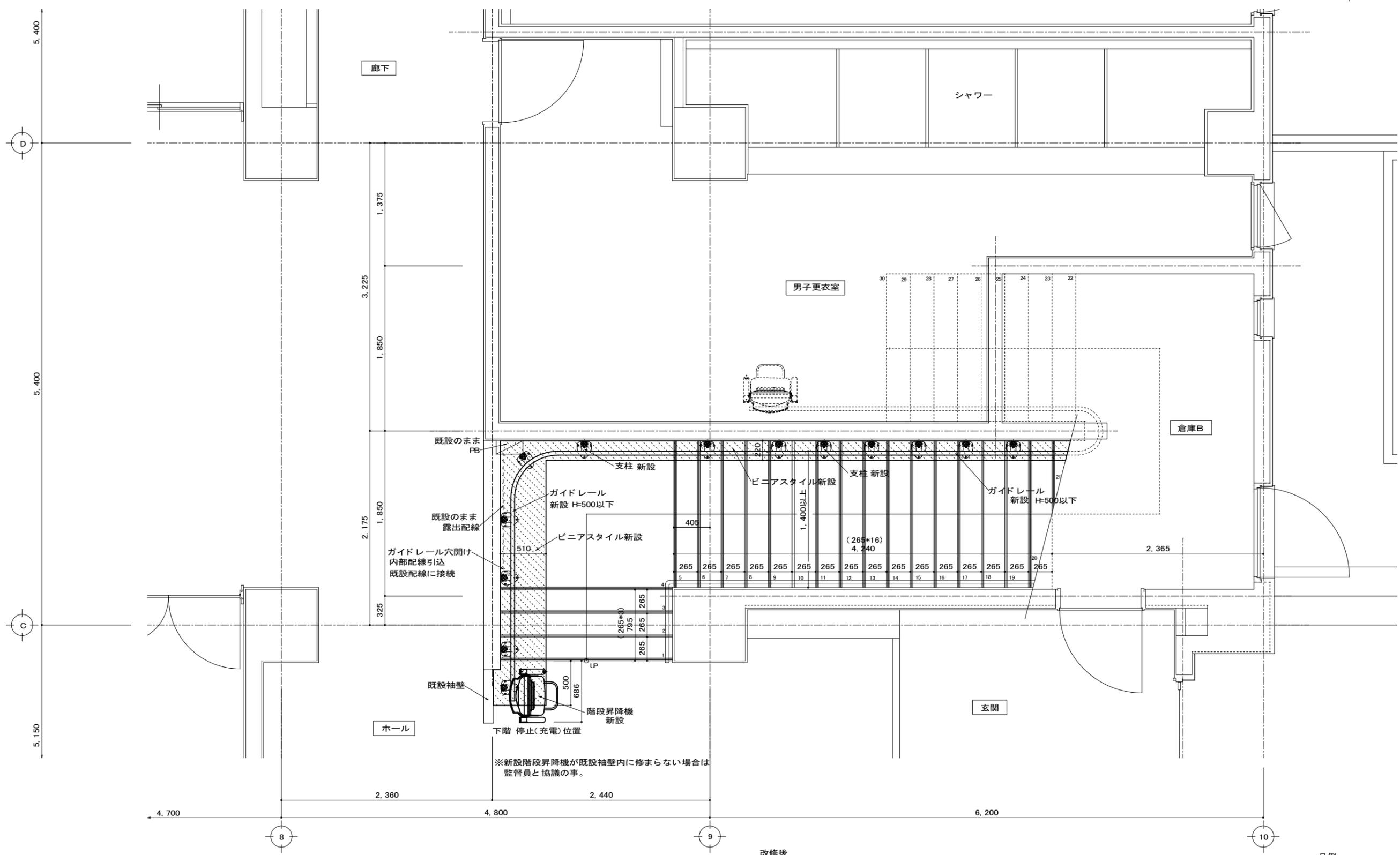
2階平面図 1/100



既設
1 階階段平面詳細図 1/30

※支柱アンカー床面で切断、既設ビニースタイル撤去(図示範囲)
ガイドレール、支柱、本体の撤去、廃材処理を含む

徳島県教育委員会施設整備課	工事名	R 6 阿波西高等学校 体育館階段昇降機新設他工事	図面番号	A-04	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
	図面名	既設 1 階階段平面詳細図	縮尺	1/30	



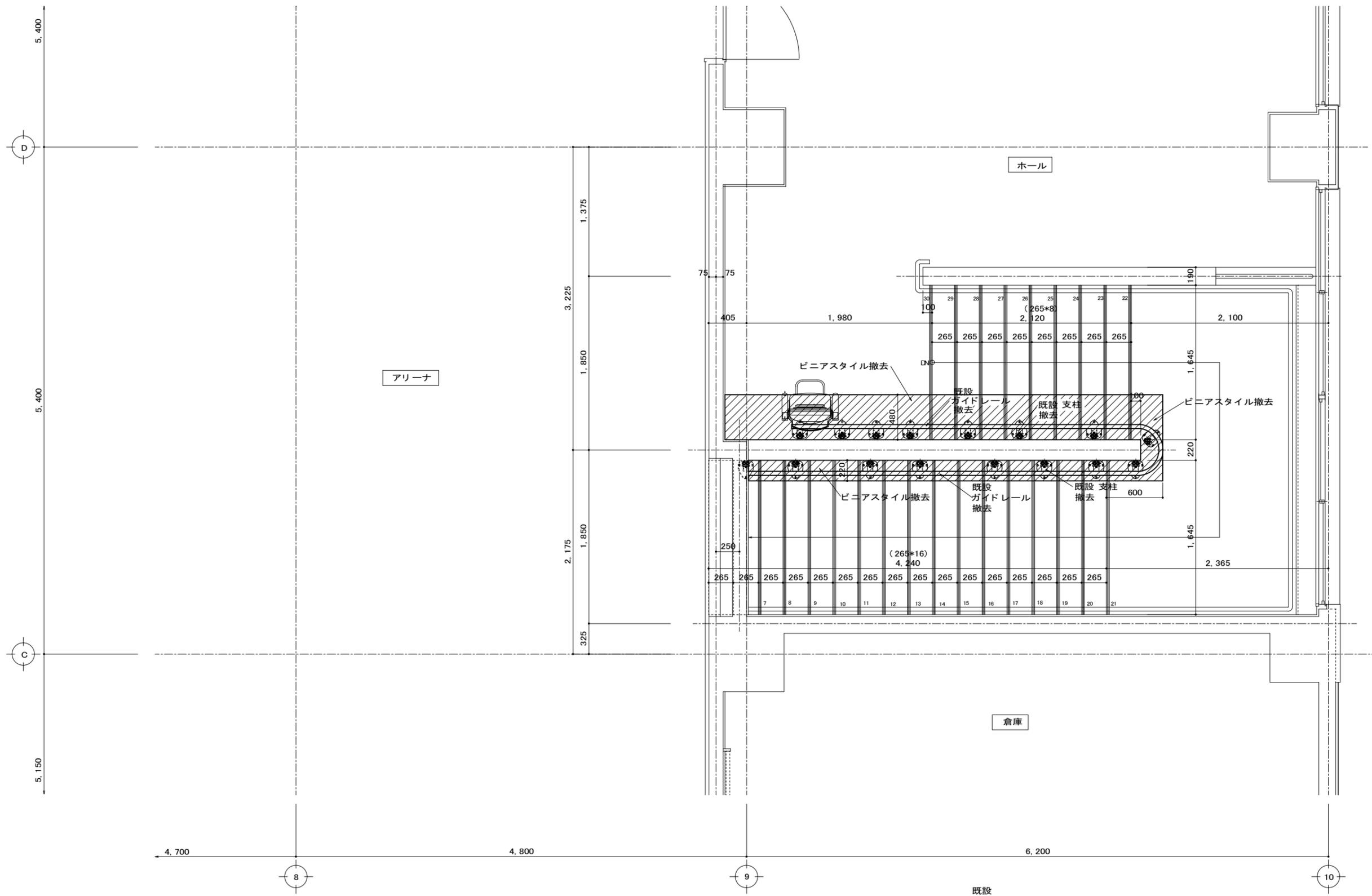
※新設階段昇降機が既設袖壁内に修まらない場合は
監督員と協議の事。

改修後
1 階階段平面詳細図 1/30

※アンカーを含め新設とする
※支柱位置やガイドレールのサイズ等はメーカーによる
※階段幅は建築基準法を満たすこと

凡例
 ピニアスタイル新設範囲

徳島県教育委員会施設整備課	工事名	R 6 阿波西高等学校 体育館階段昇降機新設他工事	図面番号	A-05	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
	図面名	改修後 1 階階段平面詳細図	縮尺	1/30	

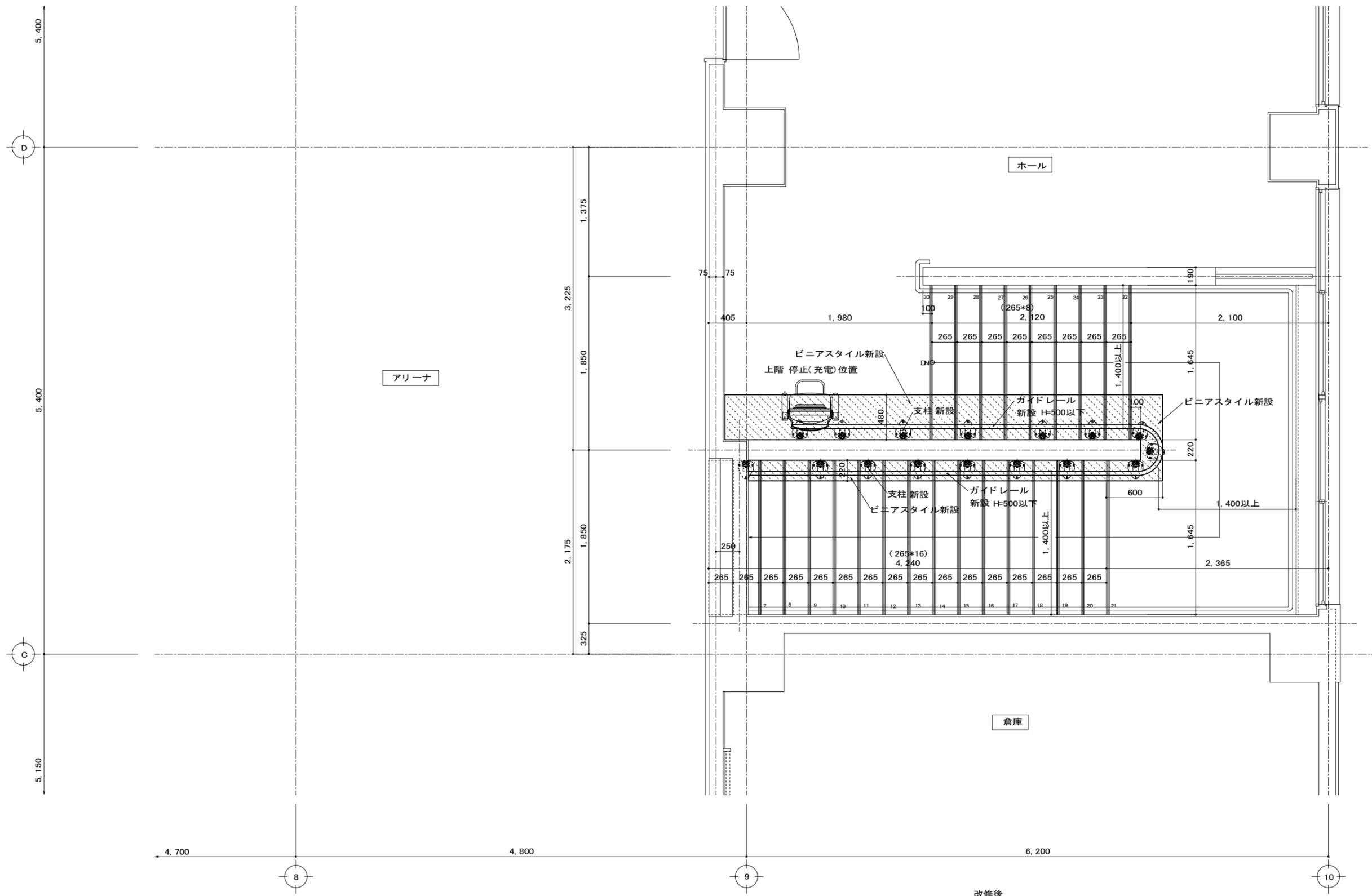


既設
2 階階段平面詳細図 1/30

凡例
 ピニアスタイル撤去範囲

※支柱アンカー床面で切断、既設ピニアスタイル撤去(図示範囲)ガイドレール、支柱、本体の撤去、廃材処理を含む

徳島県教育委員会施設整備課	工事名	R 6 阿波西高等学校 体育館階段昇降機新設他工事	図面番号	A-06	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883)24-9671 FAX (0883)22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
	図面名	既設 2 階階段平面詳細図	縮尺	1/30	

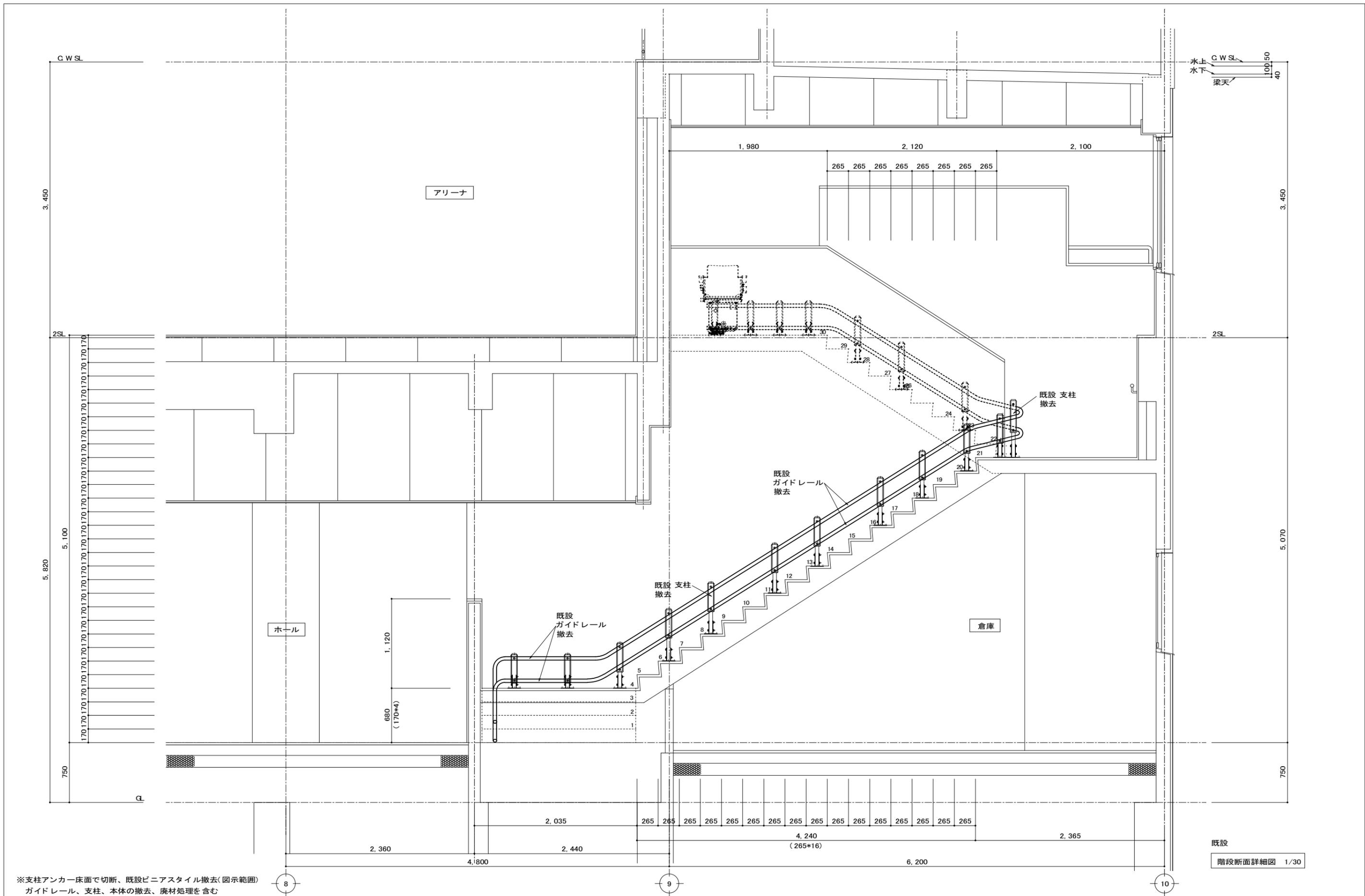


改修後
2階階段平面詳細図 1/30

※アンカーを含め新設とする
 ※支柱位置やガイドレールのサイズ等はメーカーによる
 ※階段幅は建築基準法を満たすこと

凡例
 ピニスタイル新設範囲

徳島県教育委員会施設整備課	工事名	R6阿波西高等学校 体育館階段昇降機新設他工事	図面番号	A-07	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
	図面名	改修後 2階階段平面詳細図	縮尺	1/30	

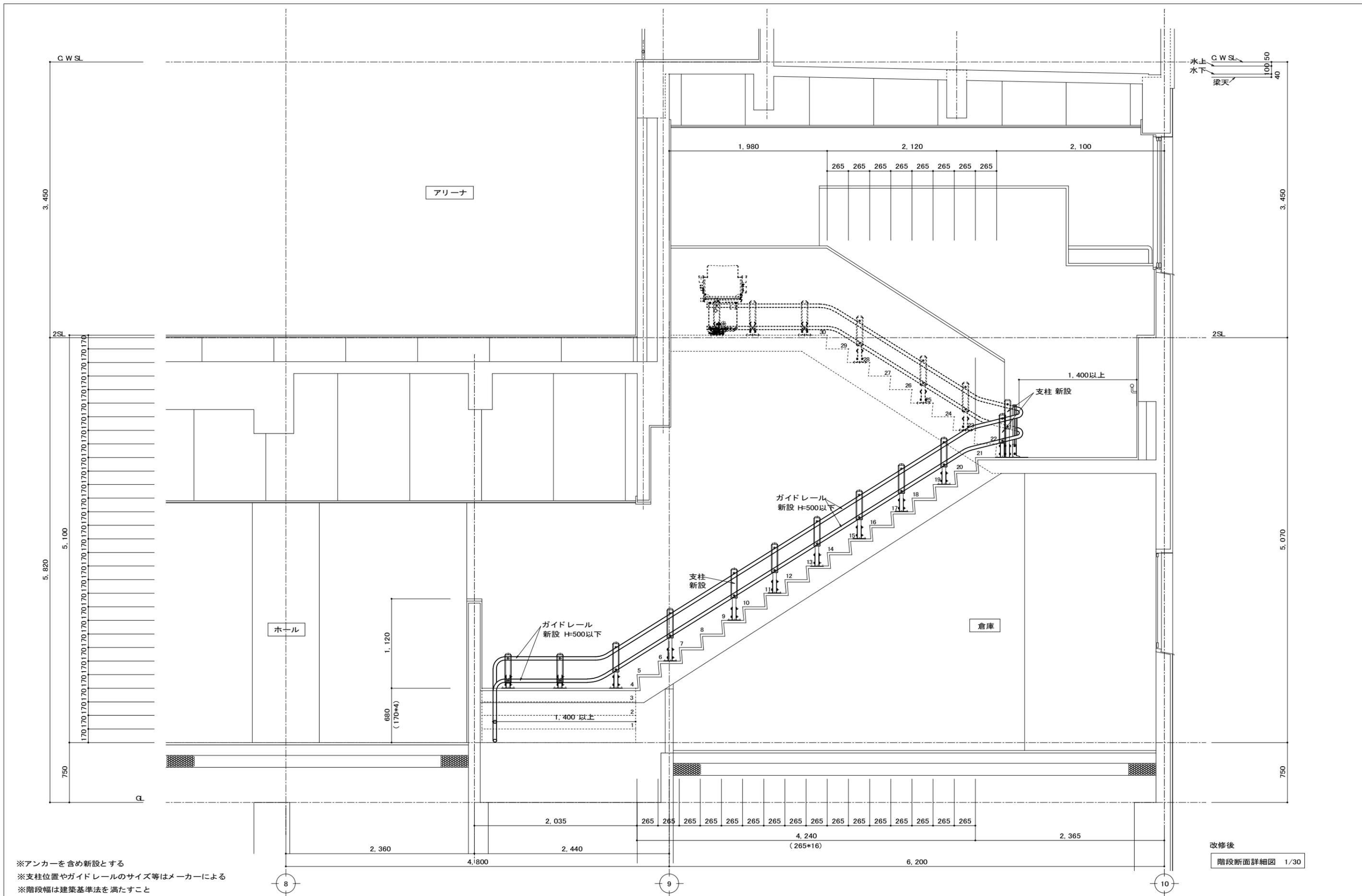


※支柱アンカー床面で切断、既設ピニアスタイル撤去(図示範囲)
ガイドレール、支柱、本体の撤去、廃材処理を含む

既設
階段断面詳細図 1/30

徳島県教育委員会施設整備課	工事名	R 6 阿波西高等学校 体育館階段昇降機新設他工事	図面番号	A-08
	図面名	既設 階段断面詳細図	縮尺	1/30

大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com
 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7
 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280
 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫



※アンカーを含め新設とする
 ※支柱位置やガイドレールのサイズ等はメーカーによる
 ※階段幅は建築基準法を満たすこと

改修後
 階段断面詳細図 1/30

徳島県教育委員会施設整備課	工事名 R 6 阿波西高等学校 体育館階段昇降機新設他工事 図面名 改修後 階段断面詳細図	図面番号 A-09 縮尺 1/30	大塚建築設計事務所 archi@oo2ka.com 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島141-7 TEL (0883) 24-9671 FAX (0883) 22-0280 一級建築士大臣登録108485 大塚 雅夫
---------------	--	----------------------------	---